

議案第 1 2 9 号

物品の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

記

- 1 契約の目的 大田原市営バス運行事業小型バス車両 1 台購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 取得金額 2 0, 9 3 4, 5 4 0 円
- 4 契約の相手方 那須塩原市三区町 6 3 1 番地 2 6  
栃木日野自動車株式会社 那須営業所  
所長 菊池 祐一